

1 施設等の概要

- ・施設の種別 幼保連携型認定こども園
- ・運営法人の名称 社会福祉法人 種の会
- ・施設の名称 認定こども園 エールこども園
- ・施設の所在地 寝屋川市池田1-20-15
- ・施設の電話番号、FAX番号 TEL:072-828-5733 FAX:072-828-5708
- ・電子メール yell@tanenokai.jp
- ・施設の管理者の職名及び氏名 園長 佐藤 裕子
- ・認可日 平成26年4月1日
- ・確認日 平成27年4月1日

2 教育・保育等の内容、施設の詳細

- ・施設の開所時間 午前7時～午後8時
- ・施設の認可定員 1号:25人、2号:78人、3号:62人
- ・学級数 3号=3学級 1・2号=計3学級 計6学級
- ・運営の方針

「みんなでみんなをみていく園作り」を大切に同僚性の向上に努める。

—私たち一人ひとりが作り手です—

- ・「みんなで、みていく」とは、
こども園の職員だけでなく地域ボランティア、学生ボランティア、専門機関など、子どもに関わる人々の輪を広げる実践を意味します。
- ・「みんなを、みていく」とは、
園児だけでなく、地域の子育て家庭全般に広げて、関わる内容（関係性）を深めていく実践を意味します。
- ・「みんなで、みんなを、みていく」とは、
人の輪を広げ、関わる内容（関係性）を深める手立てや方法に対して、専門性を追求する実践で、これによって、こども園の社会的価値を高めます。

教育保育について

「0歳児」

1人ひとりの生活リズムに基づいた個別対応を原則にしています。信頼できる大人が傍で見守りながら、情緒の安定をはかります。よりよいケアの手順をマニュアルにして共有し、実践しています。月齢や発達に応じて、低年齢の1歳児と混合のグループを設けたり、ワンフロアで生活や遊びを共にします。

「1歳児」

0歳児と一緒に、もしくは隣の部屋で過ごし、同年齢、異年齢の関わりも経験します。生活習慣の自立を促します。粗大運動を日常的に行なって、身体機能の向上に努めます。園庭での遊びや散歩など、戸外での遊びも積極的に取り入れます。

「2歳児」

サーキット活動を通して基礎的な運動機能を高めます。みんなで遊ぶ経験を重ね、生活習慣の自立をめざします。1人ひとりを尊重しながら、集団（みんな）で1つのことをするときのルールの基本を学びます。

※0～2歳児が生活や遊びを経験していく中で、取り合いやぶつかり合いはあります。そこにも子ども同士の関係性が豊かになる要素がつまっています。また、遊びを見あったりお手伝いをしあったりしながら共に成長できるようにしています。

「3歳児以上は年齢別保育と異年齢保育の融合」

マラソンを日常的（雨天時など以外）に行ないます。生活は、同年齢グループで行ない、食事や当番活動、コーナーでの遊び、クッキング、乳児クラスのお友達と関わります。

異年齢の活動も大切にしながら過ごします。5歳児は他園、近隣小学校との交流会を行ない、同年齢の子どもとふれ合う経験をして小学校へとつなげていくようにします。

「話し合いの保育」「伝え合いの保育」「子どもの行動を待つ保育」の精神で、子ども同士がイメージを共有しながら遊べるようになり、お互いにルールを守ろうとする子どもになるように、保育者自身が愛情と創意を注ぐ日常をつくります。

・教育・保育の内容

教育・保育要領に基づき、支給認定を受けた保護者に係る園児に対し当該支給認定における保育必要量の範囲内において特定教育・保育を提供します。

・延長保育の内容

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し保育の必要な範囲内において延長保育を提供します。

・食事の提供

食事は園内の調理室で調理を行い、提供します。

昼食及び午後のおやつを提供します。

（0，1歳についてはこれに加え午前中に1回提供する場合あり）

・その他保育に係る行事等

4月 入園式

5月 内科健診・視力測定（3～5歳児）・検尿
こどもの日のつどい

	春の遠足（3,4,5歳クラス）
6月	歯科検診 虫歯予防デー プール開始
7月	七夕のつどい 夏祭り
8月	プール終了
9月	お泊り保育（5歳児） 祖父母参観
10月	検尿・視力測定（3,4,5歳児） 運動会 秋の遠足（3,4,5歳児） 就学前健診（5歳児）
11月	歯科検診・内科健診 やきいも会 交通安全教室
12月	ふれあいコンサート 餅つき大会 クリスマス会 0, 1歳児ビデオ上映
2月	聴力検査（3～5歳児） 節分 生活発表会 生活展
3月	ひなまつり お別れ会 卒園式

・個人懇談

春・・・	4月～ 5月
秋・・・	10月～11月
卒園進級前・・・	2月～ 3月

・教育・保育を提供する日

2号・3号：月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始（12月29日～1月3日）、祝祭日を除く。

1号：月曜日から金曜日まで。ただし春休み・夏休み・冬休み・祝祭日を除く

・教育・保育を提供する時間

保育標準時間認定

7時00分から18時00分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

保育短時間認定

9時00分から17時00分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間

1号認定保育時間（教育標準時間）

9時00分から14時00分の範囲内。14時から16時は無償預かり保育

・居室面積、園舎面積、園庭面積等

敷地 面積 3487.34㎡

建物 鉄筋コンクリート2階建て

延べ床面積 1656.43㎡ 乳児室・ほふく室 2室 156.43㎡

保育室・遊戯室 8室 576.51㎡

その他、調理室、図書コーナー、プール

設備 冷暖房、二重サッシ、太陽光発電

園庭 1515.15㎡

3 職員の体制

・職種

園長 常勤

副園長 常勤

主幹保育教諭 常勤

保育教諭 常勤

非常勤

保育補助 非常勤

主幹栄養教諭 常勤

調理員 常勤

看護師 常勤

事務員 常勤

用務員 非常勤

・職員の勤務形態、労働時間

正規職員の勤務時間帯

7:00 ～ 20:00 の8時間 時間差ローテーション勤務

4 利用料等

- ・その他の費用 ※別紙のとおり徴収を行います。

5 退園

- ・理由なく3ヶ月以上保育料の支払いが滞った場合は、利用契約が解除され退園となります
- ・園長や職員等の指示を遵守しないなど、利用者と園との間の信頼関係がなくなった場合に、園は利用者に対して園の指示に従うように催促をしたうえで、なお遵守されない場合利用契約には解除され退園となります。

6 学校医

- ・学校医 早川ファミリークリニック 早川 孝裕
- ・学校歯科医 吉川歯科 吉川 伸
- ・学校薬剤師 田中 尚美

7 健康診断の実施

- ・内科健診・・全年齢対象に年2回実施します。
- ・歯科検診・・全年齢対象年2回実施します
- ・聴力検査・・年に1回実施します。
- ・視力検査・・年に2回実施します。
- ・尿検査・・年に2回実施します。
- ・身体測定 身長・体重は毎月測定を行います。

8 利用者に対する保険

保険名称 日本スポーツ振興センター災害共済給付

※保険の詳細は別途資料説明・提供させていただきます。

9 非常災害時の対策

避難・消火訓練 月1回実施
災害時の避難場所 池田小学校
緊急連絡先(法人本部) 078-805-3810

10 要望・苦情・相談の受付

- ・相談窓口 連絡先電話 072-828-5733
担当者 主幹保育教諭 上野 昌代
責任者 園長 佐藤 裕子

・第三者委員

民生委員 細谷 喜久次 (ホソタニ キクジ) 連絡先電話 072-828-0351

11 守秘義務及び個人情報の取扱に関する事項

市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範

用に限って利用します。

別表

1 利用者負担以外の徴収金について

対象児	項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
全園児	施設教材費	保育・教育に必要な教材費用	0～2歳児 月額1000円 3～5歳児 月額2000円
	日本スポーツ振興センター災害共済掛金	こども園の管理下で、災害が発生したときに、災害共済給付を行う、行政・園・保護者、三者の負担による互助共済制度に係る費用	年額 240円
	園指定の体操服・用品	園児の持ち物に係る費用	随時購入ができます。
	セキュリティカード	こども園の保護者として園の出入りの際に用いる防犯上必要なカードに係る費用	1枚 1000円
1号認定	給食費	1号認定子どもに係る主食・副食の提供費用	月額 5500円
	預かり保育費	1号認定子どもに係る 7:00～9:00の預かり保育の提供	日額 200円 月額 設定なし
		1号認定子どもに係る 16:01～17:00の預かり保育の提供	日額 200円 月額 設定なし
		1号認定子どもに係る 16:01～18:00の預かり保育の提供	日額 400円 月額 設定なし
	入園準備・設備金	認定にあたっての事務経費、施設設備の提供	新入園児 20000円 在園児 10000円
	夏季休暇期間の保育費用	夏季休暇中の保育に係る費用	日額 1500円 月額 設定なし
	冬季休暇期間の保育費用	冬季休暇中の保育に係る費用	日額 1500円 月額 設定なし
	春季休暇期間の保育費用	春期休暇中の保育に係る費用	日額 1500円 月額 設定なし
	土曜日の保育費用	土曜日に保育を必要とされる場合の費用	日額 1500円 月額 設定なし
2号認定	給食費	2号認定子どもに係る主食の提供費用	月額(月～金 6,000円) 土曜日 日額 300円
2号 3号 認定	預かり保育費 9:00～17:00 (短時間認定)	2号・3号認定子どもに係る 7:00～9:00の預かり保育の提供	日額 200円 月額 設定なし
		2号・3号認定子どもに係る 17:01～18:00の預かり保育の提供	日額 200円 月額 設定なし
全園児	延長保育	18:01～18:30	30分ごとに250円 月額 2500円

全園児	延長保育	18:31~19:00	30分ごとに300円 月額 3000円
	延長保育	19:01~19:30	30分ごとに300円
	延長保育	19:31~20:00	30分ごとに300円

※その他、行事に係る費用等については、事前に保護者に説明の上、徴収するものとします。

※1号認定児で「保育の必要性の認定を受けられた方」（新2号認定児）に関しては、利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育が無償化されます。

2 延長保育に係る利用者負担

寝屋川市の定める規則に準じて定めます。

全園児、延長保育料として18:01~18:30は250円。18:31~は30分ごとに300円を徴収致します。

20時を超える延長保育は10分につき500円徴収致します。